3．キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっている。

⑴　資金の期末残高の貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	9,403,283,458円
資金期末残高	9,403,283,458円

⑵　重要な非資金取引

該当事項はありません。

4．金融商品の時価等について

⑴　金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金に限定している。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りである。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
①　現金及び預金	9,403,283,458	9,403,283,458	0
②　有価証券	55,000,000,000	55,000,000,000	0
③　未払金	(1,928,329,928)	(1,928,329,928)	0

（注）　負債に計上されているものは、(　) で示している。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

①　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

②　有価証券

有価証券はすべて譲渡性預金であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

③　未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

5．固有の表示科目について

開発委託金

国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第16条第１項第１号に規定する医療分野の研究開発のため企業等に委託し、支出した金額

企業年金基金変更公告

日立マクセル企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告します。

１．新基金の名称　マクセル企業年金基金
２．旧基金の名称　日立マクセル企業年金基金
３．変更年月日　平成29年10月１日

平成29年10月５日

京都府乙訓郡大山崎町小泉１番地
マクセル企業年金基金
理事長　岩﨑　明郎

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、身長170～175センチメートルくらい、年齢推定60歳から65歳、体格やせ型、男性

上記の者は、平成29年７月10日午後７時26分頃、森下４丁目25番６－303号室内で死亡している状態で発見された。死亡日は、平成29年６月頃。遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当区生活支援部保護第一課まで申し出てください。

平成29年10月５日

東京都　江東区長　山﨑　孝明

公示送達

水戸・勝田都市計画事業上菅谷駅前地区土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知について、送付すべき場所を確知することができなかったため、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年10月５日

水戸・勝田都市計画事業
上菅谷駅前地区土地区画整理事業
施行者　那珂市
代表者　那珂市長　海野　徹

記

権利者氏名　秋葉　康男
権利者住所　不詳
従前の土地
所在　那珂市菅谷字権現宮4573番６
地目　宅地
登記地積　111.00㎡
基準地積　111.25㎡
権利価格　2,678,508円
換地処分後の土地
街区番号　16街区
所在　那珂市菅谷字上菅谷7068番
地目　宅地
地積　73.15㎡
権利価格　2,678,508円
清算金精算額　０円

（教示）

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に茨城県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に那珂市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に那珂市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

公示送達

草加都市計画事業新田駅東口土地区画整理事業において、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定に基づく建築物等の除却通知及び照会については、全ての法定相続人を確知できなかったことから、同法第133条第２項において準用する同法第77条第５項の規定に基づき、当該通知及び照会の送付にかえて、その内容を次のとおり公告する。

平成29年10月５日

草加都市計画事業
新田駅東口土地区画整理事業
施行者　草加市
代表者　草加市長　田中　和明

記

１　通知及び照会を受けるべき者の住所・氏名
建物（所在：草加市金明町字道下357番25）所有者（故中野弘子：平成８年８月３日死亡）の法定相続人

２　建築物等の除却通知及び照会の内容
別紙のとおり。（なお、別紙を省略し、それを埼玉県草加市金明町457番地２にある新田駅周辺土地区画整理事務所及び当該土地区画整理事業施行区域内の埼玉県草加市金明町字道下357番25地先に掲示します。）